

誓約書とは

「書かれた約束事について守ります。」と誓った書面です。

法律用語ではなく、一般用語として「誓約します」という内容の書面ということです。

協定書とは

当事者間の取り決め事項を記載した書類のこと。

基本的には契約書と同義である。

機械電気器具(電動工具・電気溶接機等)持込・使用許可願の必要性

機械電気器具(電動工具・電気溶接機等)持込・使用許可願とは、作業に必要とする機械の安全性を管理するための書類です。

提出書類一覧表

No.	提出書類の名称	様式	提出月日	チェック
1	現場安全衛生に関する誓約書	1		
2	建設業法、雇用改善法等に基づく届出書（変更）	1 5		
3	施工体系図	1 4		
4	労災保険特別加入状況報告書	3		
5	法定外補償（労災上乘保険等）加入状況届	4		
6	作業員名簿	5		
7	免許、資格証の写し	6		
8	高齢者就労報告書	7		
9	年少者等就労報告書			
1 0	建設機械等持込・使用許可願	8		
1 1	機械電気器具持込・使用許可願	9		
1 2	火気使用届	1 1		
1 3	作業所作業協定書	1 2		
1 4	送り出し教育			
1 5	作業主任者選任報告			
1 6	化学物質管理者及び保護具着用管理責任者選任報告			
1 7				

※工事着手 5 日前迄に提出

会社・共栄会 安全パトロール	
確 認 月 日	月 日
確 認 者 名	
作業所是正確認	月 日
作業所確認者名	

労 務 ・ 安 全 衛 生 に 関 す る

提 出 書 類

記 入 例

請負会社名 鈴木建設株式会社

業者確認月日	/	/	/	/	/	/	/	/
業者確認者名								

* 提出いただいた書類の個人情報は、当社の個人情報保護方針に基づき、当作業所の管理以外に使用いたしません。また、ご本人の同意なく利用目的の範囲を超えた個人情報の取扱いは致しません。

現場安全衛生に関する誓約書

平井工業株式会社

工事名又は所長名

令和 年 月 日

作業所長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

電 話

書き込みができませんので、ゴム印
手書き等で記入してください。

⑨

貴社発注の工事施工にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法その他関係法令を守り、貴作業所における安全衛生管理に協力することを誓約いたします。

更に、下記事項については、当社従業員だけでなく再下請の従業員についても周知徹底させ、必要な措置を行うことを併せて誓約いたします。

記

1. 工事施工上、労務、安全に関して、次の事項を順守します。

- (1) 作業所長が特定元方事業者の統括安全衛生管理者として、法違反がないように関係請負人に対して行う指導又は是正の指示に従います。
- (2) 作業所長が安全衛生協議会を通して行う関係請負人の作業間の連絡及び調整を順守します。
- (3) 作業は作業手順に従い、事前に安全設備を点検し、不安全箇所のある時は、即時作業所長に報告し、整備をしてもらった上で使用します。
- (4) 作業のため開口部等不安全な箇所を発生させる時は、事前に安全設備一部取り外し許可申請書を提出し、作業所長から許可を受けてから作業します。
- (5) 既設の安全設備の変更又は移動を行う場合は、事前に作業所長の承認を得て、そ

の指示通りに実施し、その保守と作業完了後の復旧を確実に行います。

- (6) 作業者には安全教育(雇入時の教育、作業変更時の教育、特別教育、職長・安全衛生責任者教育その他)を実施した上で就労させます。
- (7) 毎日行う安全朝礼、安全打合せ、工程打合せには参加し、作業開始前のミーティング、KY活動を実施し、その結果について報告いたします。
- (8) 服装は作業に便利で安全なものを着用し、保護具、保護帽は完全に着用します。
- (9) くわえたばこで作業はしません。
- (10) 後片付けは指示に従い、不履行によって他職において代行したときは、その費用を負担します。
- (11) 労災保険の必要により出勤簿、賃金台帳、賃金支払明細票の提出を求められたときは、これに応じます。
- (12) 業務上の災害発生ときは、遅滞なく次の手続きをとり、従業員の補償に支障のないようにします。提出した書類の写しは、作業所に提出します。
 - (1) 労働者死傷病報告
 - (2) 療養補償給付たる療養給付請求書
 - (3) 休業補償給付請求書
- (13) 労災保険特別加入対象者(中小事業主、一人親方)は政府労災保険の適用除外者となるので、必ず加入します。加入しない場合は、貴社の作業所では作業を行いません。
- (14) 政府労災保険の上乗せ補償としての、法定外補償(労災上乗せ保険等)は貴社の加入指導に基づき加入します。また当社の従業員に労働災害が発生した場合は、事業主負担の補償は当方で責任をもって支払います。

建設業法、雇用改善法等に基づく届出書（変更届）

労災保険特別加入状況報告

法定外補償（労災上乘保険）加入状況届

建設業法・雇用改善法等に基づく届出書（変更届）
（再下請負通知書様式）

直近上位の 注文者名 （次）	平井工業株式会社	【報告下請負業者】（1次）
現場代理人名	加藤浩一殿	〒420-0987 静岡県〇〇〇〇〇〇

元請名称	平井工業株式会社	会社名	鈴木建設株式会社
《自社に関する事項》		代表者名	代表取締役 鈴木一郎 ㊞

工事名称及び 工事内容	〇〇〇〇工事 とび、土工		
工 期	自 令和 7 年 4 月 5 日 至 令和 7 年 6 月 16 日	注文者との 契約 日	令和 7 年 3 月 22 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(変更)年月日
	とび、土工 工事業	大臣 特定 知事 一般 6 第 182 号	令和 6 年 5 月 21 日
	工 事業	第 号	令和 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		鈴木建設㈱本社	12340056	22 スケ 01234	22-3-01-123456-000	

監督員名	佐藤一郎	安全衛生責任者名	佐藤一郎
権限及び 意見申出方法	下請負契約書第〇条記載の通り 文書による	安全衛生推進者名	
現場代理人名	佐藤一郎	雇用管理責任者名	鈴木太郎
権限及び 意見申出方法	下請負契約書第〇条記載の通り 文書による	※専門技術者名	
※主任技術者名	専任 非専任 佐藤一郎	資格内容	常駐
資格内容	10年以上の実務経験	担当工事内容	

※登録基幹技能士名・種類	下請負人に発注する場合は必要	非専任は常駐でなくてよい
--------------	----------------	--------------

外国人建設就労者の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
特定技能1号の 従事状況（有無）	有 無		

- （記入要領） 1. 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
2. 再下請負契約がある場合は《再下請負契約関係》欄(当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類の写しを提出する。なお、再下請が複数ある場合は、《再下請負契約関係》欄をコピーして使用する。
- ①契約書、注文書・請書等 ②下請基本契約書
3. この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
4. 外国人建設就労者が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定が無い場合は「無」を○で囲む。
5. 外国人技能実習生が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定が無い場合は「無」を○で囲む。
6. 外国人特定技能1号の者が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定が無い場合は「無」を○で囲む。

《再下請負関係》再下請負業者及び再下請負契約関係については次のとおり報告いたします。

会社名	有限会社 山田組	代表者名	山田次郎
住所 電話番号	〒420-0965 静岡県〇〇〇〇〇〇 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
工事名称及び 工事内容	〇〇〇〇工事 とび、土工		
工 期	自 令和 7 年 4 月 5 日 至 令和 7 年 6 月 16 日	契約 日	令和 7 年 3 月 23 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(変更)年月日		
	とび、土工 工事業	大臣 特定 知事 一般 6 第 1234 号	令和 6 年 5 月 21 日		
	工 事業	知事 一般	年 月 日		
健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		㈱山田組本社	23450098	22ヤク04578	22-3-01-347678-000

現場代理人名	田中和夫	常駐
権限及び 意見申出方法	下請負契約書第〇条記載の通り 文書による	
※主任技術者名	専任 非専任 田中和夫	
資格内容	10年以上の実務経験	

各業者毎必要
※建設業許可の無い業者は不要
ただし、1件工事の合計金額500万円以上が受注できない。

※登録基幹技能士名・種類	
--------------	--

外国人建設就労者の 従事状況（有無）	有 無
特定技能1号の 従事状況（有無）	有 無

- ※【主任技術者、専門技術者の記入要領】
1. 主任技術者の配属状況について【選任・非選任】のいずれかに○印を付すこと。
2. 専門技術者には、土木・建築一色工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
3. 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
- ①経験年数による場合
- 1)大学卒【指定学科】3年以上の実務経験
- 2)高校卒【指定学科】5年以上の実務経験
- 3)その他 10年以上の実務経験
- ※ 実務経験年数の確認できる書類を添付
- ②資格等による場合
- 1)建設業法「技術検定」
- 2)建築士法「建築士試験」
- 3)技術士法「技術士試験」
- 4)電気工事士法「電気工事士試験」
- 5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
- 6)消防法「消防設備士試験」
- 7)職業能力開発促進法「技能検定」
- ※ 資格証の写しを添付

安全衛生責任者名	田中和夫	常駐
安全衛生推進者名		
雇用管理責任者名	山田次郎	
※専門技術者名		
資格内容		
担当工事内容		

外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
-----------------------	-----

- 保険の欄の記入について
1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 請負契約に係る営業所の名称を記載。
3. 事業所整理番号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理番号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- ※ 2～5については、直近上位の注文書との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄を追加

建設業法・雇用改善法等に基づく届出書（変更届）
（再下請負通知書様式）

直近上位の
注文者名
（次）

現場代理人名

鈴木建設株式会社

【報告下請負業者】（1次）

〒420-0987

静岡県〇〇〇〇〇〇

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

住所

佐藤 一郎

住 所

静 岡 市 〇 〇 〇 〇 〇 〇

元請名称

平井工業株式会社

会社名

有限会社 山田組

代表者名

山田 一郎 ㊞

《自社に関する事項》

工事名称及び 工事内容	〇〇〇〇工事 とび、土工事		
工 期	自 令和 7 年 4 月 5 日 至 令和 7 年 6 月 16 日	注文者との 契約 日	令 和 7 年 3 月 23 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(変更)年月日
	とび、土工 工事業	大臣 特定 6 第 1234 号	令 和 6 年 5 月 21 日
	工 事業	知事 一般 大臣 特定 第 号	令 和 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		(加入) 未加入 適用除外		(加入) 未加入 適用除外		(加入) 未加入 適用除外	
加入状況	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		(有)山田組本社		23450098	22 ヤク 04578	22-3-01-347678-000	

監督員名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		田 中 和 夫	
現場代理人名		安全衛生推進者名	
権限及び 意見申出方法		田 中 和 夫	
※主任技術者名		雇用管理責任者名	
専任 非専任 田 中 和 夫		※専門技術者名	
資格内容		資格内容	
10年以上の実務経験		担当工事内容	

※登録基幹技能士名・種類	
--------------	--

外国人建設就労者の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
特定技能1号の 従事状況（有無）	有 無		

- （記入要領）1. 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
2. 再下請負契約がある場合は《再下請負契約関係》欄(当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類の写しを提出する。なお、再下請が複数ある場合は、《再下請負契約関係》欄をコピーして使用する。
- ①契約書、注文書・請書等 ②下請基本契約書
3. この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
4. 外国人建設就労者が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定が無い場合は「無」を○で囲む。
5. 外国人技能実習生が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定が無い場合は「無」を○で囲む。
6. 外国人特定技能1号の者が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定が無い場合は「無」を○で囲む。

《再下請負関係》再下請負業者及び再下請負契約関係については次のとおり報告いたします。

会社名		代表者名	
住所 電話番号	TEL		
工事名称及び 工事内容			
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	契 約 日	令 和 年 月 日

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種		許可番号		許可(変更)年月日				
	工 事 業		大臣 特定 第 号		令 和 年 月 日				
	工 事 業		知事 一般 大臣 特定 知事 一般		年 月 日				
健 康 保 険 等 の 加 入 状 況	保険加入の有無	健 康 保 険		厚 生 年 金 保 険		雇 用 保 険			
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外			
	事 業 所 整理記号等	営 業 所 の 名 称		健 康 保 険		厚 生 年 金 保 険		雇 用 保 険	

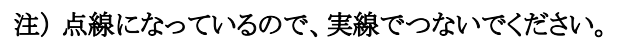
現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
※主任技術者名		雇用管理責任者名	
専任 非専任		※専門技術者名	
資格内容		資格内容	
		担当工事内容	

※登録基幹技能士名・種類	
--------------	--

外国人建設就労者の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
特定技能1号の 従事状況（有無）	有 無		

- ※【主任技術者、専門技術者の記入要領】
1. 主任技術者の配属状況について【選任・非選任】のいずれかに○印を付すこと。
2. 専門技術者には、土木・建築一色工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
3. 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
- ①経験年数による場合
- 1)大学卒【指定学科】3年以上の実務経験
- 2)高校卒【指定学科】5年以上の実務経験
- 3)その他 10年以上の実務経験
- ※ 実務経験年数の確認できる書類を添付
- ②資格等による場合
- 1)建設業法「技術検定」
- 2)建築士法「建築士試験」
- 3)技術士法「技術士試験」
- 4)電気工事士法「電気工事士試験」
- 5)電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
- 6)消防法「消防設備士試験」
- 7)職業能力開発促進法「技能検定」
- ※ 資格証の写しを添付
- 保険の欄の記入について
1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 請負契約に係る営業所の名称を記載。
3. 事業所整理番号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理番号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- ※ 2～5については、直近上位の注文書との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄を追加

発注者 ○○○○



労災保険の特別加入について

労災保険は、事業に従事される『労働者』の保護を目的とする制度ですから、事業主、自営業者、家族従事者など『労働者』でない者の災害は、本来ならば労災保険の保護の対象になりません。

しかしながら、中小事業主、自営業者、家族従事者などの中には労働者と同様の作業をしており、災害の実態や災害の発生状況などから見て、労働者に準じて保護することにふさわしい者がいます。

そこで、これらの者に対しても、特別に任意に加入することを認めることを労災保険の特別加入制度といいます。

特別加入の出来る中小事業主

1. 労働者を年間通じて一人以上を使用すると見込まれる場合の中小事業主
2. 事業に従事している家族従事者や事業主が法人の場合は、代表者以外の役員も包括して加入しなければならない。

特別加入の出来る一人親方

1. 労働者を使用しないで事業を行う者
2. 一人親方に従事する家族従事者

※ 中小事業主、一人親方は、必ず特別加入してください。

未加入者は労災保険が適用されませんので当社の作業所での就業を禁止いたします。

労災保険の特別加入についての問い合わせ先

『 平井工業共栄会 労働保険事務組合

電話 054-209-8570 米澤 』

労災保険特別加入状況報告

当社が使用している再下請負業者のうち、中小事業主又は一人親方が直接作業に従事しているので労災保険特別加入について下記により報告します。

- (注) ① 未加入者は労災保険が適用されません。
- ② 保険証書の写しを添付の事。

中小事業主 一人親方の別	氏 名	続柄	所属労働保険組合名	給付基礎日額	会社名
中小事業主	山 田 次 郎		〇〇労働保険事務組合	1 2,0 0 0	(有) 山 田 組

(続柄とは中小事業主又は一人親方の家族労働者の場合は、その続柄を記入すること)
(一人親方の場合、会社名の記入は不要)

保険証の写し貼付欄

法定外補償（労災上乘せ保険）について

平井工業株式会社の加入指導方針

- ① 数次の下請負人まで適用範囲とする。
- ② 補償金額は死亡1000万円以上、障害1級～14級
1000万円～20万円以上
- ③ 未加入の場合は、発注契約をおことわりします。

※ 現場単位（工事期間中）のみの加入もできます。

法定外補償（労災上乘せ保険）についての問い合わせ先

静岡保険総合サービス(株) 高木様

電話 054-254-2677

法定外補償（労災上乘保険等）加入状況届

当社では下記の法定外補償保険に加入しております。

記

1. 保険会社名 〇 〇 〇 〇 火 災 海 上 保 險

2. 保険種類 労 働 災 害 総 合 保 險

3. 補償金額 1 0 0 0 万円

死 亡	障害 1 級	障害 2 級	障害 3 級	障害 4 級
1 0 0 0 万	1 0 0 0 万	1 0 0 0 万	1 0 0 0 万	8 0 0 万
障害 5 級	障害 6 級	障害 7 級	障害 8 級	障害 9 級
7 0 0 万	6 0 0 万	5 0 0 万	4 0 0 万	3 0 0 万
障害 1 0 級	障害 1 1 級	障害 1 2 級	障害 1 3 級	障害 1 4 級
2 0 0 万	1 0 0 万	5 0 万	3 0 万	2 0 万

4. 保険適用範囲

社員、常傭作業員、臨時、1 次下請、2 次以下下請

5. 保 險 期 間 R 7 年 2 月 2 2 日 ～ R 8 年 2 月 2 2 日

（注）保険証書の写し添付の事。

保険証写し貼付欄

作業員名簿

(注)免許・資格者証の写しを添付の事

直 傭、又は2次、3次、作業員名簿

会 社 名	職 種	現・主・安別	氏 名	生年月日	年 令	現住所 (TEL) 連絡先 (TEL)	免許・資格等	経験 年数	雇入年月	最も新しい 健康診断日	血 圧	血液型	特殊健康診断日 種 類	健康保険 1 年金保険 2 雇用保険 3			1 次	2 次	3 次	新規入場者 教育月日
鈴木建設株式会社	土工	現・主・安	佐 藤 一 郎	T ⑤ H	41. 9. 15 58才	静岡市〇〇〇〇 054-000-000	1316172122 267475	35年	S62. 4	R7. 2. 22	高 140 ----- 低 85	A		協会けんぽ		○				
				静岡市〇〇〇〇 054-000-000							厚生年金									
														2234						
"	"		望月 正夫	T ⑤ H	44. 1. 25 56才	静岡市〇〇〇〇 054-000-000	1013161721 22	32年	H2. 4	R7. 2. 22	高 135 ----- 低 80	O		協会けんぽ		○				
				静岡市〇〇〇〇 054-000-000							厚生年金									
														3241						
有限会社山田組	土工		山田次郎	T ⑤ H	40. 9. 20 59才	静岡市〇〇〇〇 054-000-000	1013161721 22	38年	S59. 4	R7. 3. 10	高 136 ----- 低 82	O		協会けんぽ			○			
				静岡市〇〇〇〇 054-000-000							厚生年金									
											適用除外									
"	"	現・主・安	田中和夫	T ⑤ H	45. 8. 25 54才	静岡市〇〇〇〇 054-000-000	1314161721 2240417475	28年	H6. 4	R7. 3. 10	高 137 ----- 低 84	B		協会けんぽ			○			
				静岡市〇〇〇〇 054-000-000							厚生年金									
														3321						
"	"		白鳥正雄	T ⑤ H	31. 2. 25 69才	静岡市〇〇〇〇 054-000-000		22年	H12. 3	R7. 3. 10	高 135 ----- 低 82	A		協会けんぽ			○			
				静岡市〇〇〇〇 054-000-000							厚生年金									
														4523						
"	"		鈴木雄一	T S ⑤ H	20. 3. 2 17才	静岡市〇〇〇〇 054-000-000		1年	R6. 4	R7. 3. 10	高 110 ----- 低 70	A		協会けんぽ			○			
				静岡市〇〇〇〇 054-000-000							厚生年金									
														4825						
				T S H	才			年			高 ----- 低									
				T S H	才			年			高 ----- 低									
				T S H	才			年			高 ----- 低									
				T S H	才			年			高 ----- 低									

保険の欄の記入について

- 1 左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
- 2 左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金等）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- 3 右欄に被保険者番号の下 4 けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

※ 「現・主・安 別」の欄は、現場代理人は「現」、主任技術者は「主」、安全衛生責任者は「安」と記入してください。

※ 提出いただいた書類の個人情報は、当社の個人情報保護方針に基づき、当作業所の管理以外に使用いたしません。また、ご本人の同意なく利用目的の範囲を超えた個人情報の取扱いは致しません。

建設業の許可について

建設業の許可を持っている業者の方は写しを添付してください。

主任技術者の資格内容について

- ① 経験年数による場合は、それぞれの年数以上の経歴書を添付してください。
- ② 資格による場合は、それぞれの資格証の写しを添付してください。

免許、資格証の（写）

(免許証等貼付欄)

高齢者・年少者等就労報告書

年少者就労報告書、高齢者就労報告書

18 才未満の作業員、65 才以上の高齢者を就労させる場合

- 注) 1. 女子、年少者、就業禁止事項一覧表参照
2. 該当者がいない場合は報告書の必要はありません。

<年少者について>

- ① 満 15 歳に満たない児童を労働者として使用してはならない（労基法第 56 条）。
- ② 18 才未満の者については、年齢を証明する書類の備え付けが必要である（同第 57 条）。
- ③ 18 才未満の者を深夜業(午後 10 時から午前 5 時まで)に使用してはならない(同第 61 条)。

<高齢者について>

- ① 中高年齢者等についての配慮（安衛法第 62 条）
事業者は中高年齢者、その他労働災害の防止、その他就業に当たって特に配慮を必要とするものについては、これらの者の心身の状況に応じて適正な配慮を行うよう努めなくてはならない。

女子・年少者就労制限業務一覧表

×：就労禁止

△：申し出があった場合は就労禁止

○：就労可

業 務 の 種 類		就 労 制 限 の 内 容					
		年少者 (18歳未満)	女 子				
			妊婦	産婦	その他		
機 械 運 転 等	クレーン、デリック又は揚貨装置の運転（女子にあつては吊上げ荷重 5t 以上）	×	×	△	○		
	クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛け（補助作業は除く）	×	×	△	○		
	最大積載荷重 2t 以上のエレベーターの運転（人荷共用又は荷物用）	×	○	○	○		
	高さが 15 メートル以上のコンクリート用エレベーターの運転	×	○	○	○		
	動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷役用機械の運転	×	×	△	○		
	動力により騒動される巻上げ機、運搬機又は索道の運転（ホイスト、エア－ホイストを除く）	×	○	○	○		
	動力により駆動される軌条運輸機関、乗合自動車、2t 以上の貨物自動車の運転	×	○	○	○		
	直流 750V、交流 300V を超える電圧の充電電路、支持物の点検、修理、操作	×	○	○	○		
	直径 25cm 以上の丸のこ盤又は、のこ車の直径が 75cm 以上の帯のこ盤への木材供給	×	×	△	○		
軌 条	操作場の構内における軌道車輛の入れ替え、連結、開放	×	×	△	○		
	軌道内で見通し 400m 以内又は車両通行頻繁な場所での単独作業	×	○	○	○		
危 険 作 業	手押しかんな盤又は単軸面取り盤の取扱い	×	○	○	○		
	岩石又は鉱物の破砕機又は粉碎機への材料投入	×	×	△	○		
	土石が崩壊するおそれのある場所又は深さが 5m 以上の地穴での作業	×	×	○	○		
	高さが 5m 以上で墜落のおそれのある場所での作業	×	×	○	○		
	足場の組み立て、解体、変更の作業（地上、床上での補助作業を除く）	×	×	△	○		
	胸高直径が 35cm 以上の立木の伐採	×	×	△	○		
危 険 ・ 有 害 物 取 扱 い	火薬、爆薬又は火工品の取扱い業務で爆発のおそれのあるもの	×	○	○	○		
	危険物を取扱う業務で爆発、発火、引火の危険あるもの（安衛令別表 1 のもの）	×	○	○	○		
	水銀、砒素、塩酸、硝酸等の有害物を取扱う作業	×	○	○	○		
	鉛、水銀、クロム、砒素、塩素の有害物のガス、蒸気、粉じん発散場所での作業	×	×	×	○		
環 境 衛 生	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所での作業	×	○	○	○		
	有害放射線にさらされる作業	×	○	○	○		
	多量の高熱物体の取扱い又は著しく暑熱な場所での作業	×	×	△	○		
	多量の低温物体の取扱い又は著しく寒冷な場所での作業	×	×	△	○		
	異常気圧下における作業	×	×	△	○		
	さく岩機等身体に著しい振動を与える機械・器具を用いる作業	×	×	×	○		
	強烈な騒音を発する場所での作業	×	○	○	○		
	坑内作業	×	×	×	×		
重 量 物	重量物を取り扱う作業 右表の重量(kg)以上のものを取扱う作業						
	区 分		断 続 作 業			継 続 作 業	
	年 齢	男	女	妊産婦	男	女	妊産婦
	16 歳未満	15kg	12kg	12kg	10kg	8kg	8kg
	16 歳～18 歳未満	30	25	25	20	15	15
	18 歳以上	－	－	30	－	－	20

高齡者就勞報告書

令和7年 3月27日

○ ○ ○ ○ 工 事 作 業 所 長 殿

所在地 静岡市 ○ ○ ○ ○

一次会社名 鈴木建設株式会社

代表者氏名 取締役社長 鈴木太郎 (印)

所属会社名 有 限 会 社 山 田 組
(次)

代表者氏名 山 田 次 郎 (印)

貴作業所の工事を施工するにあたり、下記の者は高齢者（65才以上）ですが、当社の責任において就労させますので報告いたします。

原則的には年少者就業制限に準じますが、やむを得ず就労させる場合は職長の直接指揮により、安全措置等を講じて就労させます。

記

氏 名	生年月日	年令（満）	職 種	作業内容
白鳥正雄	S31.2.25	6 9 才	土工	手元

年少者就労報告書

令和 7 年 3 月 2 7 日

〇 〇 〇 〇 工 事 作業所長殿

所 在 地 静 岡 市 〇 〇 〇 〇
会 社 名 鈴 木 建 設 株 式 会 社
代表者氏名 取締役社長 鈴木太郎 ㊞
所属会社名 有 限 会 社 山 田 組
(次)
代表者氏名 山 田 次 郎 ㊞

貴作業所の工事を施工するにあたり、下記の者は年少者（満 18 才未満）ですが、労働基準法、年少者労働基準規則を始め、関係諸法令に定める就労制限業務に従事させないことを誓約致します。

記

氏 名	生年月日	年令（満）	職 種	作業内容
鈴木雄一	H20.3.2	1 7 才	土工	手元

※次の書類の写しを同時に添付します。

1. 年令証明書（住民票記載事項の証明書等）

建設機械等（移動式クレーン
車輛系建設機械等） 持込・使用許可願

機械電気器具（電動工具
電気溶接機等） 持込・使用許可願

1. 移動式クレーン・車輛系建設機械等

1. クレーン
2. 移動式クレーン
3. デリック
4. エレベーター
5. 建設用リフト
6. 高所作業車
7. ゴンドラ
8. ブル・ドーザー
9. モーター・グレーダー
10. トラクターショベル
11. ずり積機
12. スクレーパー
13. スクレープ・ドーザー
14. パワー・ショベル
15. ドラグ・ショベル（油圧ショベル）
16. ドラグライン
17. クラムシェル
18. バケット掘削機
19. トレンチャー
20. くい打機
21. くい抜機
22. アース・ドリル
23. リバース・サーキュレーション・ドリル
24. せん孔機
25. アース・オーガー
26. ペーパー・ドレーン・マシン
27. 地下連続壁施工機械
28. ローラー
29. クローラドリル
30. ドリルジャンボ
31. ロードヘッダー
32. コンクリート破碎機
33. アスファルトフィニッシャー
34. スタビライザ
35. ロードブレーナ
36. ロードカッター
37. 重ダンプトラック
38. ダンプトラック
39. トラックミキサー
40. 散水車
41. 不整地運搬車
42. その他

2. 電動工具、電気溶接機等

機 械 名

1. 電動カンナ
2. 電動ドリル
3. 電動丸のこ
4. グラインダー等
5. アーク溶接機
6. ウインチ
7. 発電機
8. トランス
9. コンプレッサー
10. 送風機
11. ポンプ類
12. ミキサー類
13. コンベヤー
14. 吹付機
15. ボーリングマシン
16. 振動コンパクター
17. バイブレーター
18. 鉄筋加工機
19. 電動チェーンブロック
20. その他

建設機械等持込・使用許可願

一次会社名 鈴木建設株式会社
現場代理人 佐藤 一郎 ㊞
持込会社名 有限会社山田組
現場代理人 田中和夫 ㊞

このたび、下記の重機械を点検整備のうえ持込使用しますので、使用を許可願います。

名 称	形式・能力	使用期間	運転手名	許 可	
				年月日	No.
バックホー	PC138UU 0.4 m ³	7.4.5~ 7.6.16	〇〇〇〇		

許可条件

使用に際して取扱責任者（運転者）は次の事項を順守すること。

- (1) 法令に基づき必要とされる資格、技能の所持者であることを証する「資格証明書（写）」を提出すること。
- (2) 重機械の使用に際しては作業の内容、指揮系統、連絡合図等の方法を確認のうえ作業所の指示に従うこと。
- (3) 法令の定めに従い作業開始前点検および定期並びに特定自主検査を行いその記録を提出すること。
- (4) その他法令に定められた事項を守ること。

上記機械の当作業所持込使用を許可致します。

所長 加藤 浩 一 ㊞

定期点検、特定自主検査 記録貼付欄

機械電気器具（電動工具等） 持込・使用許可願

〇〇〇〇工事 作業所長殿

一次会社名 鈴木建設株式会社

現場代理人 佐藤 一郎 ㊟

持込会社名 有限会社山田組

現場代理人 田中 和夫 ㊟

このたび、下記機械等を右の点検表により、点検整備のうえ持込・使用しますので、お届けします。なお、使用に際しては、関係法令に定められた事項を順守します。

記

番号	機 械 名	規 格 性 能	点検者	使 用 期 間 年 月 日	取扱者	持 込 許 可 年 月 日
1	電動ドリル	13mmφ100V用	〇〇〇〇	7年4月10日～ 7年6月2日	田中	年 月 日
2	電動丸ノコ	100V×300W	〇〇〇〇	7年4月10日～ 7年6月2日	田中	年 月 日
3				年 月 日～ 年 月 日		年 月 日
4				年 月 日～ 年 月 日		年 月 日
5				年 月 日～ 年 月 日		年 月 日
6				年 月 日～ 年 月 日		年 月 日
7				年 月 日～ 年 月 日		年 月 日
8				年 月 日～ 年 月 日		年 月 日
機械等の特性・その他 その使用上注意すべき 事項						

持 込 時 の 点 検 表

電 動 工 具 ・ 電 気 溶 接 機 等								
点 検 日	4/9	4/9						
番 号	1	2	3	4	5	6	7	8
点検事項								
アース線	レ	レ						
接地クランプ								
キャップタイヤ	レ	レ						
コネクタ	レ	レ						
接続端子の締結								
充電部の絶縁								
自動電撃防止装置								
絶縁ホルダー								
溶接保護面								
操作スイッチ	レ	レ						
絶縁抵抗測定値	10	10						
各種ブレーキの作動								
手すり・囲い								
フックのはずれ止め								
ワイヤーロープ・チェーン								
滑 車								
回転部の囲い等		レ						
危険表示								
そ の 他								

備考：1.絶縁抵抗測定値については、実測値（MΩ）を記入すること。

火 気 使 用 届

令和 7 年 3 月 2 7 日

火 気 使 用 届

〇 〇 〇 〇 工 事 作業所長殿

一 次 会 社 名 鈴 木 建 設 株 式 会 社

現 場 代 理 人 佐 藤 一 郎 ㊞

使 用 会 社 名 有 限 会 社 山 田 組
(次)

現 場 代 理 人 田 中 和 夫 ㊞

下記の要領で火気使用いたしたくご許可願います。なお、火気使用の終了時には、必ずその旨ご報告いたします。

記

使用場所		既設杭の鉄筋切断	
使用目的	工事	溶接、 <u>溶断</u> 、圧接、防水、乾燥	使用期間 4 月 6 日～6 月 1 0 日
火気の種類		電気、 <u>ガス</u> 、灯油、重油、その他 ()	
管理方法		<u>消火器</u> 、防火用水、消火砂、防災シート、受皿、標識、 <u>監視</u>	
火元責任者 (跡始末巡回者)		田 中 和 夫	実際に管理する者を記入
火気使用責任者		田 中 和 夫	実際に管理する者を記入

※使用目的 火気の種類、管理方法は該当事項を○で囲んでください。

作業所作業協定書

作 業 所 作 業 協 定 書

この作業所で作業を行う工事関係者及びその作業員は、この作業所の安全衛生協議会（災害防止協議会）で協定したこの作業協定書に従って、就業しなくてはならない。

作 業 時 間

1. 始業及び終業の時刻並びに休憩の時間は、作業所の規定による。
但し、作業の都合により、作業時間を変更して作業する工事関係者は事前に作業所長に届け出て、その許可を受けなければならない。
2. 休日は作業所の規定による。
なお、工事関係者の都合で休日等に作業するときは、事前に作業所長に届け出て、その許可を受けなければならない。

服 務 規 程

3. 下記の各号の一に該当するものは、作業所に入ることを禁じ、又は退場させることがある。
 - (1) 酒気を帯びている者。
 - (2) 作業所の秩序並びに風紀をみだし又はみだすおそれがある者。
 - (3) 危険物を所持する者。
 - (4) 工事関係者又はその作業者に暴行を加え又はその業務を妨げるもの。

安 全 及 び 衛 生

4. 作業所長の指示に従い労働安全衛生法を守り、安全施設を活用し、災害の発生を未然に防止するよう努めなくてはならない。

5. 作業所内では特に次の事項を厳守すること。
- (1) 保護帽を着用すること。
 - (2) 喫煙は指定された場所で行うこと。
 - (3) 指定された通路以外は通行せず、危険な区域に立ち入らないこと。
 - (4) 保護具、安全带等は、必要に応じて使用すること。
 - (5) みだりに機械、原動機又は電気スイッチに触れないこと。
 - (6) 高所から材料その他を投下してはならない。

清 掃 及 び 整 理 整 頓

6. 工事関係者及びその作業員は、常に作業所内の整理整頓、廃棄物の処理並びに清掃に注意を払い、共同して快適な作業環境の保持に努めなければならない。
7. 作業所内では次の清掃処理事項を守らなくてはならない。
- (1) 搬入された資材等は所定の場所に整理整頓のうえ、安全に留意して置くこと。
 - (2) 工事関係者は自己発生の廃棄物又は残材を必ず自己の責任で場外に搬出処理すること。
 - (3) 前号以外の塵芥などは、指定された集積場にとりまとめて整理すること。
 - (4) 工事関係者は自己の仕事が完了したときは、作業所長の清掃結果の点検を受けること。
 - (5) 安全衛生協議会（災害防止協議会）で定めた清掃日には、必ず全員で整理清掃を実施すること。

火 災 予 防 、 非 常 措 置

8. 火災その他（土砂崩壊、出水若しくは雪崩等）非常の災害が発生する危険があることを知ったとき、又は以上を認めたときは直ちに臨機の処置を取るとともに、直ちに作業所長に報告しなくてはならない。
9. 非常災害が発生したときは互いに協力し、作業所長の指示に従い、その被害を最小限度にとどめるとともに、速やかに安全な場所に避難するものとする。
10. 喫煙等は、定められた場所以外で、これを行ってはならない。

11. 火気を使用する場合又は火気の発生するおそれのあるものを使用するときは、予めその旨を作業所長に届け出て、消火器の設置等予防の措置、養生施設を行ったうえ、作業を行わなければならない。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者

書き込みができませんので
ゴム印、手書き等で記入してください

印

工事名記入

殿

送り出し教育

作業主任者選任報告

送り出し教育の趣旨

「送り出し教育」とは、事業者が作業員を新規の現場に「送り出す前に」その現場の状況を把握し、「新規入場者教育」の前に実施するものです。

これにより、現場における「新規入場者教育」の時間が短縮され、職長が現場を離れる時間を短縮することができます。

送り出し教育の実施

送り出し教育は、法律に基づくものではありません。

法的には、安全教育の実施責任は二次、三次であっても、事業主にあります。

それぞれの事業主に送り出し教育の実施をお願いするものです。

教育実施者 ； 事業者、工事担当管理者、職長・安全衛生責任者

教育対象者 ； 初めてその作業所に入場する、すべての作業員

事前に、現場の場所、作業内容、工期、担当工事の作業内容等の資料を入手して、実施してください。

送り出し教育の内容

- ① 工事の概要
- ② 作業所のルール
- ③ 作業手順
- ④ 安全対策と必要な免許・資格
- ⑤ 安全施工サイクル
- ⑥ 平井工業安全衛生管理方針
- ⑦ 労働安全衛生法・労働安全衛生規則に定められた事項等

※ 「送り出し教育実施報告書」と「新規入場者教育チェックシート」を1枚の用紙（作業員一人につき1枚）にさせていただきます。

「送り出し教育実施報告」の部分は、本人自書でなく、パソコン等で記入いただいてもかまいません。

現場入場者は、新規に入場する際、必ずお持ちください。

送り出し教育の資料 (例)

工 事 概 要	工 事 名 称	
	所 在 地	
	工 期	
元 請 工 事 担 当 者		

この資料は、現場の案内と作業所のルール等、送り出し教育に必要な項目が記載されております。関係請負人は実際に入場する作業員に責任を持って伝達してください。

作 業 所 の 基 本 ル ー ル	車 両 規 制	① 入退場道路はスクールゾーンとなっており、入退場時間は、原則として7：30～18：00までとする。 ② 現場前面は通学路となっているので徐行運転とする。 ③ 駐車場については、場外有料駐車場とする。なお、現場付近道路は駐車禁止となっている。 ④ 工事用車両の入退場は必ず警備員の指示に従うこと。
	保 護 具	① 作業場では、服装、保護帽、安全帯、安全靴等を正しく身につけること。 ② 指定場所では安全帯の2丁掛けとする。 ③ 2m以上の高所作業では、安全帯を使用する。
	朝礼 ・ ミーティング	① 安全朝礼（8：00開始）は必ず全員参加すること。 ② KY活動は作業員全員参加で実施すること。 ③ 作業時間は8：00～17：00を厳守すること。
	作 業 時	① 作業場内は禁煙とする。喫煙は指定された場所で行うこと。 ② 安全設備を一時的に取り外す時は、安全設備一部取り外し等許可申請書を提出して必ず許可を得ること。 ③ 作業場所は常に整理整頓し、安全通路には物を置かないこと。 ④ 資格の必要な作業は、有資格者が行うこと。 ⑤ 火気の使用は、作業開始前に火気使用届を提出すること。
	片 付 け	① その日に出た残材・ゴミは、その日に片付けること。 ② ゴミは分別して収集すること。 ③ 休憩所は各自整理整頓すること。

送り出し教育実施報告書及び新規入場者教育チェックシート

[送り出し教育実施報告]

				作業所確認欄	所長	担当者
ふりがな		性 別	職 種	経験年数	生 年 月 日	年 齢
氏 名		男 ・ 女		年	年 月 日 生	才
所属会社	本人の会社	() 次			一次業者	
健康管理	定期健康診断日	年 月 日	血 液 型		A ・ B ・ O ・ AB	
	特殊健康診断日	年 月 日	特殊健康診断の種類			
取 得 資 格 (取得した資格の番号に○印を付けること)	職長・安全衛生責任者教育	年 月 受 講 ・ 未 受 講		年 月 受 講 予 見		
	職長・安全衛生責任者能力向上教育	年 月 受 講 ・ 未 受 講		年 月 受 講 予 見		
	免 許	1. 移動式クレーン(5t以上) 2. その他 ()				
	作 業 主 任 者	1. 地山掘削 5. 鉄骨の組立等 9. コンクリート造工作物解体等 2. 土止め支保工 6. 有機溶剤業務 10. その他 () 3. 型枠支保工組立等 7. 酸素欠乏危険(第1種) 4. 足場の組立等 8. 酸素欠乏危険(第2種)				
	技 能 講 習	1. ガス溶接 6. 玉掛(1t以上) 2. 車両系建設機械(3t以上の整地・運搬・積込み・掘削用) 7. 移動式クレーン(1t以上5t未満) 3. 車両系建設機械(3t以上の解体用) 8. 不整地運搬車 4. 車両系建設機械(3t以上の基礎工事用) 9. 高所作業車(10m以上) 5. フォークリフト(1t以上) 10. その他 ()				
特 別 教 育	1. 研削といし 10. ゴンドラ 2. アーク溶接 11. 酸素欠乏危険 3. 低圧電気取扱 12. 酸素欠乏・硫化水素中毒危険 4. フォークリフト(1t未満) 13. 高所作業車(10m未満) 5. 車両系建設機械(3t未満の整地・運搬・積込み・掘削用) 14. コンクリートポンプ車 6. 巻き上げ機 15. 石綿等が使用されている建築物等の解体等 7. クレーン(5t未満) 16. 足場の組立て等 8. 移動式クレーン(1t未満) 17. フルハーネス型安全帯使用作業 9. ローラーの運転 18. その他 ()					
◎送り出し教育の内容 (1) 工事の概要 (5) 安全施工サイクル (2) 作業所のルール (6) 平井工業安全衛生管理方針 (3) 作業手順 (7) 労働安全衛生法・労働安全衛生規則等に定められた事項 (4) 安全対策と必要な免許・資格					教育実施年月日 年 月 日 教育実施者の会社名・氏名 会 社 名 氏 名	

[新規入場者アンケート]

現 住 所	〒			電 話
緊 急 時 連 絡 先	住所	氏名	続柄	電 話
誓 約 書	私は、当作業所に従事するに当たり、新規入場者教育の内容及び作業所内の諸規則を良く守り、安全作業をする事を誓います。また、私は社会と企業の一員としてコンプライアンス(法令等順守)を徹底します。 貴社のISOの精神を理解し、基準に従って作業する事を誓います。 なお、このアンケートが平井工業株式会社・専門工事業者に提出され、作業所における労務・安全衛生管理のために使用されることについて同意します。 令和 年 月 日 本人署名			
中小事業主 一人親方 等について	あなたは自営業者ですか？		はい (事業主 ・ 一人親方) ・ いいえ	
	「はい」とお答えの方は、労災保険特別加入制度に加入していますか？			はい ・ いいえ
	※ 事業主又は一人親方の方で、労災保険に特別加入していない場合は、当社の作業所では作業できません。必ず特別加入してください。			
	「いいえ」とお答えの方は、誰から賃金をもらっていますか？ (事業主名等)			()
健康管理	血 圧 (本日の測定値)	最高; / 最低;	既往症・治療中 現在具合の悪い所	ある () ・ ない

[新規入場者教育] (教育実施者記入)

		教育実施年月日	年 月 日
上記作業員に対し作業所での新規入場者教育を実施し、アンケートの内容についても確認しました。 1. 作業所概要、組織、担当者等 4. 作業所の設備、施設等(足場、休憩所等) 2. 作業所のルール 5. 危険作業、立入禁止区域(墜落防止措置等) 3. 安全施工サイクルの内容 6. コンプライアンス(法令等遵守)			講 師

作業主任者選任報告

工事名

一次会社名
住 所
代 表 者 名 印

正	作 業 名	会 社 名	所 在 地
	職 名	氏 名	住 所
副	作 業 名	会 社 名	所 在 地
	職 名	氏 名	住 所

正・副の2名作業主任者を選任し、正の作業主任者が不在の場合は副の作業主任者が職務につく。
同時に2箇所以上の離れた場所で作業を行う場合は、それぞれの場所に作業主任者が必要となります。

労働安全衛生法第14条に基づき、上記の通り作業主任者(技能講習修了者)を選任したので報告いたします。

作業主任者には作業主任者の職務を確実に行わせ下記事項を厳守させます。
(職務は各作業主任者により異なります。詳細は労働安全衛生規則を確認してください。)

- 1. 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 2. 材料の欠点の有無並びに器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 3. 安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。

作 業 名	作 業 名
型 枠 支 保 工 の 組 立 て 等 作 業	建 設 物 等 の 鉄 骨 の 組 立 て 等 作 業
足 場 の 組 立 て 等 作 業	コンクリート造の工作物の解体等作業
地 山 の 掘 削 (2 m 以 上) 作 業	酸 素 欠 乏 危 険 作 業
土 止 め 支 保 工 作 業	酸素欠乏・硫化水素危険作業
有 機 溶 剤 作 業	石 綿 作 業
特 定 化 学 物 質 作 業	

化学物質管理者及び保護具着用管理責任者選任報告

工事名

一次会社名

住 所

代表者名

	氏 名	会 社 名	所 在 地
化 学 物 質 管 理 者			
	氏 名	会 社 名	所 在 地
保護具着用管理責任者			

労働安全衛生規則等が改正され、2024年4月1日より化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任が義務化されました。

現場において、対象作業を実施する場合は、化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任をしてください。（業者ごとに選任が必要です）

選任要件

化学物質管理責任者は、

1. 労働衛生コンサルタント試験に合格した者
 2. 第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けたもの
 3. 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者
 4. 有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者
 5. 化学物質の管理に関する講習を受講している者
- 等となります。

保護具着用管理責任者は、

1. 労働衛生コンサルタント試験に合格した者
 2. 第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けたもの
 3. 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者
 4. 有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者
 5. 保護具の管理に関する講習を受講している者
- 等となります。

詳細は、添付資料を参照してください。

※ 資格証を添付してください。

化学物質管理者の選任の義務化(1/2)

労働安全衛生規則等が改正され、2024 年 4 月 1 日よりリスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場ごとに「化学物質管理者」を選任し、当該事業場における化学物質の管理や教育の管理に係る技術的事項を管理させなければならないことが定められました。化学物質管理者は、選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に選任する必要があります。

■選任要件

① リスクアセスメント対象物を製造している事業場

化学物質管理者講習を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められた者（次に示す(1)～(3)のいずれかに該当する者）から選任する必要があります。

- (1) 講習告示（厚生労働省告示第 276 号）が適用される 2024 年 4 月 1 日以前に同告示の規定により実施された講習（計 12 時間）を受講した者
- (2) 労働衛生コンサルタント試験に合格し（試験の区分が労働衛生工学）、登録を受けた者
- (3) 化学物質管理専門家の要件に該当する者

② ①以外の事業場

化学物質の管理に係る技術的事項を担当するために必要な能力を有する者と認められる者から化学物質管理者を選任することとされています。①に定める者のほか、化学物質管理者講習に準ずる講習を受講している者から選任することが望ましいとされています。

■化学物質の管理に関する講習の内容等

科目	時間
(1) 化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2.5 時間
(2) 化学物質の危険性又は有害性等の調査	3 時間
(3) 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等 その他必要な記録等	2 時間
(4) 化学物質を原因とする災害発生時の対応	0.5 時間
(5) 関係法令	1 時間
(6) 化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等（実習）	3 時間

化学物質管理者の選任の義務化(2/2)

■科目の受講免除

免除を受けることができる者	免除できる科目
有機溶剤作業主任者技能講習、 鉛作業主任者技能講習、特定化学物質 及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を 全て修了した者	・化学物質の危険性及び有害性並びに表示等
第一種衛生管理者の免許を有する者	・化学物質の危険性及び有害性等の調査
衛生工学衛生管理者の免許を有する者	・化学物質の危険性及び有害性等の調査 ・化学物質の危険性及び有害性等の調査の 結果に基づく措置等その他必要な記録等

■化学物質管理者の職務

①リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場

次に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理させます。

- (1) リスクアセスメント対象物の表示・SDS 交付等に関すること
- (2) リスクアセスメントの実施に関すること
- (3) ばく露の程度の低減措置の内容及びその実施に関すること
- (4) リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること
- (5) リスクアセスメントの結果の記録の作成・保存・周知に関すること
- (6) リスクアセスメント対象物の作業の記録の作成・保存・周知に関すること
- (7) (1)～(4)の事項の管理に当たっての労働者に対する必要な教育に関すること

②リスクアセスメント対象物を譲渡または提供を行う事業場

リスクアセスメント対象物の表示・SDS 交付等及び教育管理に係る技術的事項を管理させます。

■化学物質管理者を選任した場合に事業者が行うこと

- ・化学物質管理者に対し、上記の職務をなし得る権限を与える
- ・化学物質管理者の氏名を関係労働者に周知させる

保護具着用管理責任者の選任の義務化(1/2)

労働安全衛生規則等が改正され、2024年4月1日より以下の(A)、(B)のいずれかに該当する事業場は、保護具着用管理責任者の選任が義務化されます。

(A) 化学物質管理者を選任し、リスクアセスメントの結果に基づく措置として
労働者に保護具を使用させる事業場

(B) 第3管理区分の作業場について、作業環境管理専門家が改善困難と判断した事業場

■選任要件 (A、B 共通)

保護具着用管理責任者は、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任すること」とされています。この「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」には、次の(1)～(6)のいずれかに該当する者が含まれます。なお、(1)～(6)のいずれかに該当する場合であっても、保護具の管理に関する教育を受講することが望ましいとされています。また、(1)～(6)のいずれかに該当する者を選任することができない場合は、上記の保護具の管理に関する教育を受講した者を選任します。

- (1) 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- (2) 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- (3) 労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- (4) 第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- (5) 作業に応じ特定化学物質、有機溶剤、鉛、四アルキル鉛の作業主任者技能講習を修了した者
- (6) 安全衛生推進者の選任に関する基準に該当する者

○ 保護具の管理に関する教育のカリキュラム

学科科目	時間
I 保護具着用管理	0.5 時間
II 保護具に関する知識	3 時間
III 労働災害の防止に関する知識	1 時間
IV 関係法令	0.5 時間
実技科目	時間
V 保護具の使用方法等	1 時間

保護具着用管理責任者の選任の義務化(2/2)

(A) 化学物質管理者を選任し、リスクアセスメントの結果に基づく措置として
労働者に保護具を使用させる事業場

■保護具着用管理責任者の職務

次に掲げる事項の管理。

- (1) 保護具の適正な選択に関すること
- (2) 労働者の保護具の適正な使用に関すること
- (3) 保護具の保守管理に関すること

■選任期限

選任すべき事由が発生した日から14日以内

■その他

- ・事業者は、上記の職務をなし得る権限を与えます。
- ・氏名を見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させます。

(B) 第3管理区分の作業場について、作業環境管理専門家が改善困難と判断した事業場

■保護具着用管理責任者の職務

(1) 次に掲げる措置に関する事項（呼吸用保護具に関する事項に限る。）の管理。

- ① 第3管理区分とされた作業場について、個人サンプリング測定等を行い、その結果に応じて有効な呼吸用保護具を使用させること
- ② ①の呼吸用保護具(面体を有するものに限る。)が適切に装着されていることを確認し、結果を記録し、3年間保存すること
- ③ ①の作業場が第1管理区分又は第2管理区と評価されるまでの間、6か月以内ごとに1回、定期的に、個人サンプリング測定等を行い、その結果に応じて有効な呼吸用保護具を使用させること
- ④ 1年以内ごとに1回、定期的に、上記呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認し、結果を記録し、3年間保存すること

(2) 作業主任者の職務（呼吸用保護具に関する事項に限る。）について必要な指導の実施。

(3) 呼吸用保護具の常時有効かつ清潔な保持。

■選任期限

作業環境管理専門家が改善困難とした場合、直ちに選任します。

化学物質
管理者

046606

保護具着用
管理責任者

名534